

世論と少年非行 “厳罰化” の関係

——不寛容社会とならないために——

竹村 登茂子

名古屋市立大学 22 世紀研究所特任教授

読売新聞大阪本社編集委員

【はじめに】

＜否定的なものは何者でもない。悪いものを悪いといったところで、それがいったい何の役に立つか？＞

これはドイツの詩人・ゲーテが言った言葉だというⁱ。世の中の悪、問題点を声高に攻撃すること、ただそれだけで何かを生み出す、ということはない。生産するとは、憎んだり否定したりすることではない。諦めるのではなく、別の勇気や発見につなげよということだろう。

この 20 年、日本では少年事件の増加不安や「少年法に問題がある」という指摘が根強く、法改正の動きがたえまなく起こっている。自己責任、競争に勝ち抜くことが求められる 21 世紀の日本は、「弱さ」を見せられない社会であり、今後、特に未成年にとっては厳しい社会となることが、予想できるだろう。

本稿では、戦後、少年に厳罰を求める世論はどこから来たのかを、内閣府が行う全国世論調査ⁱⁱと、筆者が所属する読売新聞社が行う世論調査ⁱⁱⁱを元に、歴史的に概観する。さらに今後、その傾向はどこに向かうのか、世論と現在の動きを踏まえ、推測したい。

【少年非行の実態】

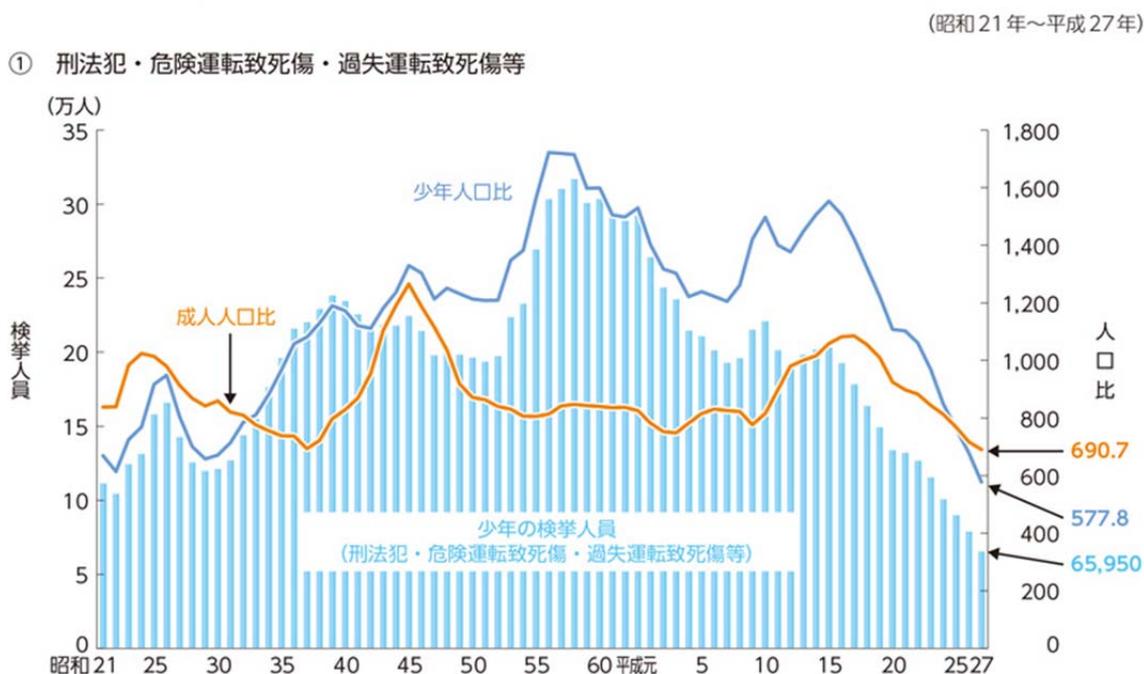
「社会問題」とは、社会の中でだれかが「困った、許せない」などと声をあげ、指摘することから始まる——と、社会学者の中河伸俊氏は言っている^{iv}。少年非行も、それが何ひとつ他の人間に危害や苦痛を与えなければ、なんら問題視されないままですごる。家の中でつまみぐいを

しても許されるが、食堂で金銭を支払わずに行えば「無銭飲食」となるのと同じく、どこまでが許される行為なのかは、社会と時代によって変化する。

こうした大原則を前に日本は戦後、法律を犯したり、犯す可能性の高い少年を対象にした法律「少年法」を定め、20 歳未満の少年は、この法を元に様々な処遇が決められてきた。

現在、日本の非行少年とは、14 歳以上 20 歳未満の少年による犯罪行為、14 歳未満の少年による「触法行為」（年齢が達していないため責任に問われない行為）や虞犯を行った少年を指す。

この「非行少年」の数は、大きく 4 つの波を描いてきた、と言われる。



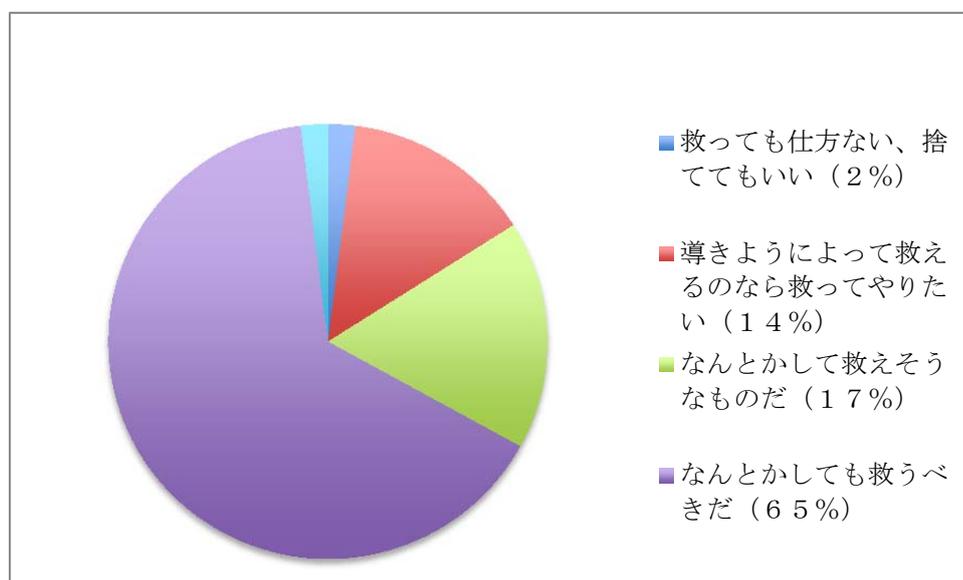
(平成 28 年版犯罪白書「少年による刑法犯など検挙人数」から)

1951 (昭和 26) 年をピークとする第一の波、1964 (昭和 39) 年をピークとする第 2 の波、83 (昭和 58) 年をピークとする第 3 の波、そして 97 (平成 9) 年ごろをピークとする第 4 の波、またはその後、小さな増減を繰り返していることをいう。これら 4 つ (または 5 つ) の時期は、非行少年に対する世間の動きにも変化の見られる「転換点」である。

(1) 第1の波 (戦後～1950年代)

1945(昭和20)年の第二次世界大戦の終結後のいわゆる「戦後」は、経済的および社会的な混乱の中、多くの少年少女たちにも「生き延びるため」の非行を余儀なくした。つまり窃盗、強盗、詐欺などで、これが1951(昭和26)年をピークとする「第一の波」の非行の特徴である。

1950年3月に行われた世論調査(「青少年不良化防止に関する世論調査」。有効回答1088人)によると、「少年非行が戦前の3.4倍にもなっていることの原因は何か」という質問に、「家庭環境、親のしつけなど」(42.9%)「混乱した社会のため」(39.4%)と回答しているが、「こうした少年はなんともしようがないのか」の問いには「なんとかして救うべきだ」が65.3%で圧倒的多数を占める。そこに至った背景や事情がわかることなどから、少年に対して寛容な態度が見える。



(1950年、内閣府「青少年不良化防止に関する世論調査」を元に作成)

また「今後どうなるか」には、1950年の調査では、「自然に治まる」(57.6%)「ある程度少なくなってくる」(23.3%)が上位

をしめる。52 年（「婦人と青少年に関する世論調査」2336 人）の同じ質問でも、「社会が安定すれば自然に治まる」が 72.1%と、社会基盤の安定が非行を改善する、と見ている。

（2）第 2 の波（1960 年代中心）

戦後の混乱が収まり、急速な経済成長に伴う都市化が進展することで、その影響を受けた非行が増えた時期が 1960 年代。都市への人口集中で享乐的な風潮が広まったこともあり、少年による凶悪犯、粗暴犯が増えていったのがこの時期である。

1960（昭和 35）年の世論調査（「青少年の社会環境に関する世論調査」。2588 人）では、「現在の社会環境や風潮は青少年にとって好ましい状態ですか」の問いに、69%が「好ましくない」と回答。「少年の非行は本当に増加しているか、単にこれまで問題でなかったものも取り上げられるようになっただけか」の問いにも、67%が「本当に増加している」と答えている。また、63（昭和 38）年の調査（「青少年問題について」。2509 人）では、「青少年の健全育成のために何が必要か」の問いに、「家庭教育」（23%）「道徳教育」（18%）に混じり、3%ながら「軍隊式訓練、刑罰の強化」が入っている。

第 2 の波の時期での統計上のピークを数えた 64（昭和 39）年、読売新聞社が行った世論調査（面接、2596 人）で、「青少年の犯罪が増えすぎているのは処罰が緩いからだという意見がありますが、少年法適用年齢を 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げることをごどう思いますか」の問いに、「賛成」が 73%、「反対」が 16%、「わからない」が 11%と、圧倒的に賛成が多いことが目を引く。経済的安定が達成されようとしている中で、自分の周囲に非行事案が発生する可能性が増え、それが危機意識に拍車をかけていることがうかがえる。

その後、内閣府世論調査では、1965（昭和 40）年の調査（「青少年問題に関する世論調査」。2494 人）で、「青少年の犯罪や非行は増えている」が 81.5%、「非行少年への処分が軽すぎると思う」が 38.9%で「そうは思わない」（21.7%）を越えている。67（昭

和 42) 年の同調査 (2441 人) でも、非行が「増えている」が 78.9%、「少年法対象年齢を 20 歳未満から引き下げた方がいいか」には、「下げた方がいい」が 45.5%で、その理由として「20 歳未満でも大人並の犯罪を犯す」(15.9%)、「処分が軽すぎる」(5.8%)と、厳罰化を求める意見が強まっている。

(3) 第 3 の波 (1970~80 年代)

高度経済成長期を迎え、欧米並みの経済的豊かさを達成した日本は、一方で従来あった連帯感を失い、核家族化、価値観の多様化が進んだと言える。これを背景に、青少年の心理にも、刹那的、克己心の欠如、といった風潮が広まっていく。それが万引き、自転車盗といった規範意識が薄い犯罪の多発に始まり、暴走族、校内暴力といった犯罪を引き起こした。その傾向は低年齢化したことが特徴で、そこがさらに大人を不安に陥れた面がある。

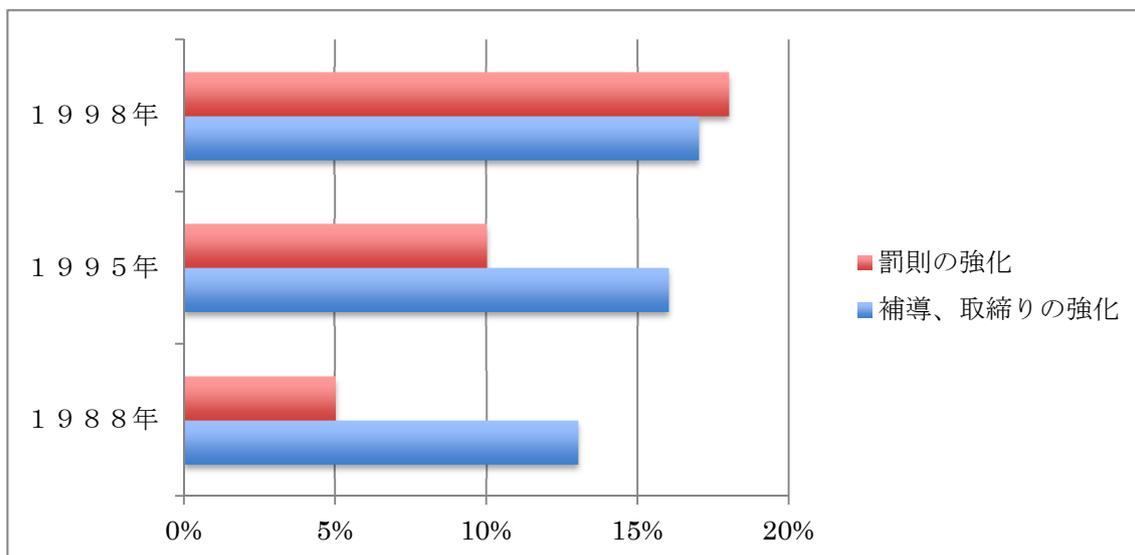
数の上では 1983 (昭和 58) 年が第 3 の波のピークで、翌 84 年の犯罪白書は、「非行の低年齢化傾向が一層進行しており、これは現時点で問題であると同時に、将来の犯罪増減にも影響を及ぼす」と警告している。

またこの時期は、全国的に「いじめ自殺」が問題となった。86 年に「葬式ごっこ」を学級内で行われていたということに端を発し、学校、教師が何も対応をしていなかったことがのちに大きく非難される「鹿川くん事件」¹⁾も起こり、いじめを含む非行全般に関心が高まった。

88 年の世論調査(「少年非行問題に関する世論調査」。2281 人)で「少年非行を防止するために特に有効だと思うこと」として「家庭でのしつけや教育」(66.9%)「家庭、学校、関係機関などの連携強化」(36.2%)など、しつけや学校のあり方に関心が高まったのも、いじめの影響が大きかったと推測される。また、「補導、取締りの強化」(12.8%)も初めて 10%を超え、「罰則の強化」(4.7%)も挙げられた。

同じ問いが、95 年では、「補導、取締りの強化」(16.3%)「罰則の強化」(10.0%)、98 年には「補導、取締りの強化」(16.6%)

「罰則の強化」(18.1%) と、対応が厳しくなるのがわかる。



(「取締り、厳罰化」を肯定する声の割合、内閣府世論調査を元に作成)

(4) 第4の波、または、第3波以降

少年法の扱いをめぐり、世論の大きな転機となったのが、1997年に起こった「神戸連続児童殺傷事件」(別名、酒鬼薔薇聖斗事件)である。当時14歳だった少年が、2人の子供を殺害。特に1人の男児の首を中学校の正門に置く、地元新聞社に挑戦状を送付するなど、強い暴力性が見られたが、少年自身は非行歴もない「ごく普通」の少年だったこと、14歳という年齢も、社会に衝撃を与えた。

この事件を受け、読売新聞社が97年6月に行った世論調査(2028人)によると、「日本の治安がここ数年で悪くなった」と回答した人は81%。また、少年犯罪に対して警察庁が「保護」から「逮捕も辞さず」に方針転換したことを「当然」と答えた人が55%、「やむを得ない」も41%と、世の中が少年へ厳しい目を向けたことを裏付けた。

同じく読売新聞社が翌7月に行った「少年法」に関する調査(1925人)でも、「16歳未満でも刑事罰を受けられるなど、少年法を改正すべき」が76%となり、厳罰化を求める世論がはっきり

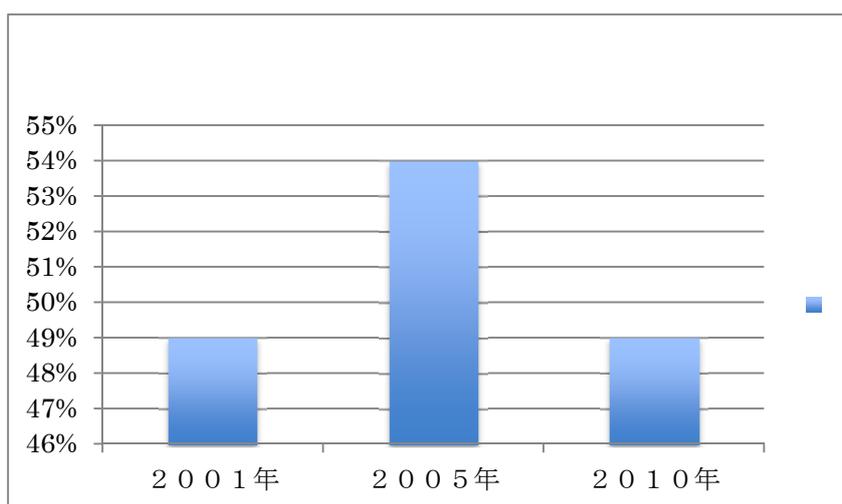
浮かび上がる。

【2000 年以降の傾向】

内閣府の世論調査は、年によって若干、質問表現が異なるため、完全に同じ質問での比較はしにくい。例えば「少年非行は増加しているか」に対し、2001 年は「増加している」が 92.4%、2005 年は 93.1%。しかし 2010 年は 75.6%、2015 年は 78.6%と、少年人数の減少に加え、体感としての減少感は、実態に即してきている。警察庁の統計でも、2000 年代後半以降、少年の数の減少もあいまって、少年事件は激減しているのが実態だ。

しかし「減った」という回答には結びつかない。「減っている」「ほとんど増えていない」という回答は、2001 年が 4.9%、2005 年 4.5%、2010 年 3.0%、2015 年が 2.5%。肯定的回答は少ない。

内閣府世論調査では、「不良行為を見かけたらどうするか」には、2001 年調査では「注意したいが見て見ぬふりをする」と答えた 20 歳以上の成人が 49.8%、2005 年 54%、2010 年 49.2%で、非行全体が視界から少し減った実感はあるものの、実際に遭遇した時には、逃げたいという傾向は相変わらず高い。



(「非行を見て見ぬふりをする」数——内閣府世論調査を元に作成)

また 2005 年 3 月に読売新聞が行った「治安」に関する世論調査(1795 人)で、「14 歳未満でも凶悪事件を起こした場合は少年院に収容できるよう法律改正は必要ですか」の問いに、「そう思う」が 73.5%、「どちらかというと思う」を加えると 9 割以上の人が改正に賛同している。

内閣府調査でも、「少年非行について取締り強化を望む」人は、2010 年に 36.8%、2015 年に 39%と、強化を求める声は強まっている。少年非行については一定、減少している実感は持てる。しかし、厳罰化の対応には賛成で、自分から率先して関わりたくはない——そんな世論が透けて見える。

こうした動きの中で特徴的な事案が、2010 年 11 月に仙台地方裁判所の裁判員裁判で出された「石巻 3 人殺傷事件」の死刑判決だろう。(その後、16 年 6 月に最高裁判決が確定)

これは 2010 年 2 月、宮城県石巻市で、当時 18 歳だった少年が、無職の元少年(当時 23 歳)と共に元交際相手の女性(当時 18 歳)の実家に押し入り、女性の姉と友人ら、3 人を死傷させた事件だ。1 審の仙台地方裁判所は、2009 年に導入された裁判員裁判では初めて、少年事件の裁判員裁判での死刑判決を言い渡した。以後、これが支持されたことになる。

「少年には可塑性^{vi}があるかどうか」。これは少年事件に携わる人間が、必ず自問自答することであろう。つまり、将来のある子供である少年に対し、一つの事案で将来をすべて剥奪することが妥当かどうか。そこを、純粹に法律的に考えるだけでなく、社会人の常識や感覚からしてどう判断するか、それが裁判員裁判で期待されたはずである。しかし結果は「死刑」となり、最終的にもその考えが認められた。

この事件は、被害者が警察に何度も DV の被害を訴えていたこと、殺害方法が牛刀で刺殺するなど凶悪かつ強烈で、遺族感情も峻烈なものがある。しかしそれでもなお、社会全体が「悪に対して厳しくなっている」という風を感じる人もいないのだろうか。

他方、人々の迷いも見えている。2015 年 8 月に兵庫県尼崎市の当時 16 歳の少年が、運転技能が不十分なのに危険運転を行い男性 1 人を死亡させた事案では、家庭裁判所からいったん検察官送致(逆送)され、大人

の裁判を受けたが、この裁判所での裁判員裁判で「家庭裁判所移送」が決定され、再び、少年として裁判を受けるよう、求められた。結果的には再度、逆送されてまた裁判員裁判が家裁に移送。「保護処分が相当」として、現在も審議が続いている。この事案のように、裁判員となった市民も、少年の可塑性、要保護性について、それぞれのケースごとに、最善の方策を模索していることがわかる。

【終わりに】

戦後、日本国憲法と同様、GHQ の指導の下に設立した少年法だが、特にこの 20 年間に、数多くの変更がなされている。2000 年には刑事処分の対象を 16 歳以上から「14 歳以上」に変更、その後、少年院に送られる年齢を実質下げ、さらに 18 歳選挙権の実現を受け、その整合性を取る必要から 2017 年 2 月以降、法制審議会で改めて、少年法の改定（実質の年齢引き下げ）が議論される予定だ。

先に述べたように、「社会問題」とは、誰かが自覚し、声に出すところから始まる。非行が社会にとって許しがたく、かつ直す必要のある事案であることは言を待たない。一方で、それを行う人間、特に年少の子どもに対し、成長を促したり支援したりする「思いやり」に等しい制度を持たない社会は、一つの間違ひも許さない、息苦しい社会となることが予想されるだろう。

先のゲーテの言葉を紹介した作家の中野考次は、ゲーテの言葉をこう次いでいる。「憎んだり、否定したりする人からは、何も学ぶことができない。これはわれわれ自身の体験に照らしてもそのとおりだとわかる」^{vii}。

戦争直後の世論調査では、多くの日本人が「彼らを何とかいい方向に導いてやろう」と思っていた。それは周囲が非行に陥らざるをえない実態を知り、理解していたからであり、だからこそ具体的な解決策にも知恵を絞っていた時代でもあった。

その時代を経て近年は特に、個々への責任論が高まり、社会の具体的解決策への言及が少なくなっている。どこに原因があり、彼らをどう矯正し、その後をどう導くか。その実態に十分に目を向けず、議論なしに罰則だけを強化するのでは期待するほどの成果が現れるのか、疑問も浮

かぶ。

法を犯した事実に対しては、法に基づいた罰や対応を。しかし、間違いを許せる寛容性、制度や教育の議論も十分に行う。それが成熟した 21 世紀の日本ではないだろうか。

ⁱ 中野考次「人生の実りの言葉」文春文庫、2002 年、p21

ⁱⁱ 内閣府が、政府の施策に関する国民の意識を把握するために実施。全国から統計的に選ばれた数千人を対象に、調査員が面接して行っている。

ⁱⁱⁱ 1947(昭和 22)年から実施。全国の人を対象に調査員が基本的には面談して回答を得る。年数回～数十回行われ、国政選挙の時などは選挙だけで複数回、行われる。近年は不在の家が多いことから、電話調査や、電話も固定電話だけでなく携帯電話も含めた電話調査も行われている。

^{iv} 中河伸俊「社会問題の社会学」世界思想社、1999 年

^v 1986 年 2 月、東京都中野区の中学 2 年生の男子が自殺。学校でいじめを受け、担任も混じって「葬式ごっこ」を行ったことがわかった。いじめ自殺が注目される端緒となった。

^{vi} 可塑性（かそせい）とは、もともと少年は人格的に発展途上のため、その未熟性、柔軟性ゆえ適切な教育、処遇を行えば更生できる、という考え方。少年法の理念に沿って、こう解釈されている。

^{vii} 「人生の実りの言葉」 p 25

参考文献

- ・ 浜井浩一 「刑事司法統計入門」 日本評論社、2010 年
- ・ 澤登俊雄 「少年法」 中公新書 1999 年
- ・ 森田洋司 「いじめとは何か」 中公新書 2013 年
- ・ 犯罪白書 各年版

著者連絡先；竹村 登茂子 (Tomoko Takemura)

名古屋市立大学 22 世紀研究所

〒467-8601 愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1

E-mail; tmko4049 @ yomiuri.com

(使用時@前後のスペースを除去して下さい)

Published online; February 24, 2017